

26文科高第21号
平成26年4月2日

各都道府県知事
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学事務次官

山中伸一

(印影印刷)

私立学校法の一部を改正する法律の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号）」（以下「改正法」という。）が平成26年4月2日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正法の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知下さい。

また、各都道府県知事におかれては、改正法の運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいいただくとともに、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

昨年、運営が極めて不適切な文部科学大臣所轄学校法人に対して、解散を命じざるを得ない事案が発生するなど、学校法人をめぐる重大な問題が生じてきている。こうした課題に対して、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するため、学校法人が法令の規定に違反したとき等に、所轄庁が、当該学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする等の所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないこととしたこと。（第40条の2関係）

2. 所轄庁による必要な措置の命令等

- (1) 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずること（以下「措置命令」という。）ができることとしたこと。（第60条第1項関係）
- (2) 所轄庁は、措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならないこととしたこと。（第60条第2項関係）
- (3) 所轄庁は、措置命令をしようとする場合には、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて、私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨等を通知しなければならないこととしたこと。（第60条第3項関係）
- (4) 私立学校審議会等は、学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならないこととし、当該弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとするとともに、当該弁明の機会の付与には行政手続法（平成5年法律第88号）の必要な規定を準用することとしたこと。（第60条第4項から第6項まで関係）
- (5) 私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用しないこととしたこと。（第60条第7項関係）
- (6) 措置命令については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができないこととしたこと。（第60条第8項関係）
- (7) 学校法人が措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができることとしたこと。（第60条第9項関係）
- (8) 所轄庁は、役員解任の勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かななければならないこととしたこと。（第60条第10項関係）
- (9) 行政不服審査法第3章第3節及び改正法第60条第3項から第6項までの規定を、(8)の弁明について、準用することとしたこと。（第60条第11項関係）
- (10) 改正法第60条第1項、第2項、第3項、第9項及び第10項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する第一号法定受託事務としたこと。（第65条の3関係）

3. 報告及び検査

- (1) 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該学校法人

の事務所等に立ち入り，その業務若しくは財産の状況等を検査させることができることとしたこと。（第63条第1項関係）

(2) (1)による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は検査を拒み，妨げ，若しくは忌避したときは，学校法人の理事，監事又は清算人は，20万円以下の過料に処することとしたこと。（第66条第9号関係）

(3) 改正法第63条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務は，地方自治法に規定する第一号法定受託事務としたこと。（第65条の3関係）

4. 施行期日等

(1) この法律は，公布の日（平成26年4月2日）から施行すること。（附則第1項関係）

(2) その他関係規定の整備を行ったこと。

第三 留意事項

1. 所轄庁による必要な措置の命令等

(1) 今回新たに設ける措置命令は，「学校法人が，法令の規定，法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し，又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき」に行うことができると定めている。この措置命令を行うことができる場合については，その基本的な考え方や具体例として，例えば，次のような場合を想定しているものである。

① 学校の運営に必要な資産の不足により，教育研究活動へ支障が生じている場合

（具体例）

- ・学校法人の所有する土地・建物が競売により売却され，必要な校地・校舎の一部が保有されていない
- ・教職員の賃金未払いが生じ，必要な教職員数が不足している など

② 理事会において必要な意思決定ができず，教育研究活動への支障や，学校法人の財産に重大な損害が生じている場合

（具体例）

- ・理事の地位をめぐる訴訟により，必要な予算の編成や事業計画の策定がなされず，教育研究活動に支障が生じている
- ・理事が，第三者の利益を図る目的で学校法人の財産を不当に流用し，学校法人の財産に重大な損害を与えている など

(2) 所轄庁が措置命令を行う場合には，自主的な改善が望めない学校法人に対して行うこととする等，私学の自主性の尊重という私立学校法の趣旨に留意すること。

(3) 所轄庁が措置命令を行う場合については，その具体例として，例えば，次のようなものを想定しているものである。

- ・私立学校法第25条に定める学校法人として必要な資産を有していない場合に、改善計画を作成して、必要な財産を備えるよう命ずること
 - ・理事が未充足である場合に、速やかに理事を選任するよう命ずること
 - ・財政状況の悪化により教育活動の継続が困難となり、解散も避けられない法人が、なお学生の募集を行おうとする場合に、新入生の募集の停止を命ずること など
- (4) 学校法人が措置命令に従わない場合には、当該学校法人の役員解任勧告をできることとしているが、役員解任を勧告する場合としては、例えば、一部の理事が独断専行により学校法人に不利益を与えており、その停止を命じたにも関わらず、理事の不適切な行為が止まないときに、当該理事の解任を勧告すること等を想定していること。
- (5) 措置命令及び役員解任勧告を行う場合には、本法に定める手続を遵守するとともに、私立学校審議会等の意見を尊重すること。また、所轄庁の判断について公表し、十分な説明に努めること。

2. 報告及び検査

- (1) 改正法第63条に基づく報告徴収及び検査は、私立学校法の施行に必要な限度において行うことができるものであり、上記1.(1)に記した、私立学校法に定める措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に立ち至っている場合、それらの命令を行うために必要な事実を確認するために行われることを想定していること。
- (2) 報告徴収及び検査は、任意の報告の求めや調査では、必要な書類等の提出が行われななど十分な対応がなされず、所轄庁が法人運営の実態を十分に確認できない場合に、措置命令等を行うために必要となる事実を確認するための行為として行われることを想定していること。
- (3) 報告徴収及び検査が、措置命令等を行うために必要となる事実を確認するものであることにかんがみ、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等とよく連携する必要があること。

3. その他

- (1) 今回の改正は、重大な問題を抱える学校法人に対して、所轄庁が適切に対応できるよう必要な規定の整備を行うものであるが、私学の自主性を尊重して、公共性を高めるという私立学校法の目的は変わるものではなく、所轄庁においては、その趣旨を踏まえた運用を行う必要があること。
- (2) 学生等が在籍している学校法人に対し解散を命ずる場合には、当該学生等の修学機会の確保の観点から、所轄庁においては、転学等が円滑に行われるための支援等に、関係する所轄庁と連携しつつ、積極的に取り組む必要があること。

添付資料

- 【別添 1】 私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号）
- 【別添 2】 私立学校法の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 3】 私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

【本件連絡先】

文部科学省

高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

私立学校法の一部を改正する法律

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十条の四を第四十条の五とし、第四十条の三を第四十条の四とし、第四十条の二を第四十条の三とし、第四十条の次に次の一条を加える。

（忠実義務）

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第六十条を次のように改める。

（措置命令等）

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見

を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二

項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による措置命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。

10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

第六十一条第二項を次のように改める。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

第六十一条第三項から第八項までを削る。

第六十三条を次のように改める。

(報告及び検査)

第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十五条の三中「第四十条の三」を「第四十条の四」に、「第四十条の四」を「第四十条の五」に、「第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」並びに「第六十条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」、第二項(第六十一条第二項及び第六十四条

第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、」に改め、「第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」の下に「並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十六条に次の一号を加える。

九 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の項中「第四十条の三」を「第四十条の四」に、「第四十条の四」を「第四十条の五」に、「第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」並びに「を」第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、「第六十条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」の下に「並びに第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

3 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第四号中「私立学校法」の下に「第六十条第一項又は」を加え、同項に次の一号を加え

る。

五 学園に対して私立学校法第六十条第九項の規定による勧告をしたとき。

【別添2】

◎ 私立学校法の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（忠実義務） 第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>（理事の代理行為の委任） 第四十条の三 （略）</p> <p>（仮理事） 第四十条の四 （略）</p> <p>（利益相反行為） 第四十条の五 （略）</p> <p>（措置命令等） 第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を</p>	<p>（新設） （理事の代理行為の委任） 第四十条の二 （略）</p> <p>（仮理事） 第四十条の三 （略）</p> <p>（利益相反行為） 第四十条の四 （略）</p> <p>第六十条 削除</p>

- 3| 聴かなければならない。
- 3| 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができ旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならぬ。
- 4| 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会の付与しなければならぬ。
- 5| 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 6| 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7| 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8| 第一項の規定による措置命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
- 9| 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わない

ときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。

10| 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

11| 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（収益事業の停止）

第六十一条（略）

2| 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

3| 8 （削る。）

（収益事業の停止）

第六十一条（略）

2| 所轄庁は、前項の規定による停止命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3| 所轄庁は、第一項の規定による停止命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならぬ。

4| 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならぬ。

5| 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を

(報告及び検査)

- 第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の区分)

提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

- 6| 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

- 7| 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

- 8| 第一項の規定による停止命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

第六十三条 削除

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七
 条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項（第六十四

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七
 条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の三（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行ったとき。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行ったとき。

九 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

【別添2】

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後
法律	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）（抄）	
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七号第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用す	
法律	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）（抄）	改 正 前
法律	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）（抄）	
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七号第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の三（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用す	

る場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

る場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

○ 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（内閣総理大臣と文部科学大臣との関係） 第十九条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 学園に対して私立学校法第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による命令をしたとき。</p> <p>五 学園に対して私立学校法第六十条第九項の規定による勧告をしたとき。</p>	<p>（内閣総理大臣と文部科学大臣との関係） 第十九条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 学園に対して私立学校法第六十一条第一項の規定による命令をしたとき。</p> <p>（新設）</p>

私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年三月二十五日

参議院文教科科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、私立学校制度は、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじつつ公共性を高めることによって私立学校の健全な発達を図ることを目的としていることに留意し、学校法人がその自主性及び公共性を十分に發揮できる管理・運営の在り方、特に内部チェック機能の強化、財務・会計関係書類の開示等について検討すること。

二、所轄庁による措置命令等の判断基準を明確化するため、第六十条第一項に規定された「その運営が著しく適正を欠くと認めるとき」の適用事例を具体的に示し、学校法人等に周知徹底すること。

三、措置命令等を発する場合には、所轄庁による恣意的な適用が行われないよう、法的手続の遵守を徹底し、その運用に当たっては、私立学校審議会等の意見を尊重するとともに、所轄庁の判断について公表し、説明責任を果たすこと。

四、学生等が在籍している学校法人に対し解散命令等を発するに当たっては、修学機会確保の観点から、在校生の転学等が円滑に行われるための支援等に積極的に取り組むこと。

五、我が国の学校教育において、私立学校が大きな割合を占め建学の精神に基づく特色ある教育活動を通して重要な役割を果たしていることに鑑み、私学助成の拡充を始めとする私学振興策の充実に努めること。

右決議する。